

平成 2 7 年度

第 2 回 千 葉 市 環 境 影 響 評 価 審 査 会

議 事 録

平成 2 7 年 1 0 月 2 日 (金)

千 葉 市 環 境 局 環 境 保 全 部 環 境 保 全 課

平成27年度第2回千葉市環境影響評価審査会次第

平成27年10月2日（金）

午後5：00～

総合保健医療センター5F大会議室

1 開 会

2 議 題

（1）配慮書に係る審査会委員意見書及び事業者見解について

（2）市原火力発電所設置計画に係る計画段階環境配慮書について（答申案）

（3）その他

3 閉 会

配付資料

資料1 市原火力発電所建設計画 計画段階環境配慮書、要約書、あらまし

資料2-1 第1回環境影響評価審査会での委員意見と事業者見解

資料2-2 審査会後に寄せられた委員意見と事業者見解

資料3 市原火力発電所設置計画に係る計画段階環境配慮書について（答申案）

午後 5時00分 開会

【環境保全課長補佐】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成27年度第2回環境影響評価審査会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を務めます環境保全課課長補佐の安西と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

まず、本日の審査会の成立について、ご報告いたします。千葉県環境影響評価条例施行規則第92条第2項の規定により、この審査会の開催につきましては委員の半数以上の出席が必要となります。委員総数17名のところ、本日14名のご出席をいただいておりますので、本日の審査会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、田口委員、北原委員、三澤委員、3名の委員の方からは欠席のご連絡をいただいております。

続きまして、資料の確認をお願いいたします。まず1枚目に次第がありまして、次に「市原火力発電所建設計画 計画段階環境配慮書」、概要書、あらましのセットになっております。また、資料2-1としましては、「第1回環境影響評価審査会での委員意見と事業者見解」、資料2-2につきましては、「審査会後に寄せられた委員意見と事業者見解」となっております。そして、最後に資料3「『市原火力発電所設置計画に係る計画段階環境配慮書』について（答申）（案）」という構成になっております。不足等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

次に、会議、議事録の公開についてご説明いたします。この会議につきましては、千葉県情報公開条例の規定によりまして公開となっております。議事録も委員の皆様にご承認いただいた後、公表となりますので、あらかじめご了承願います。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

これからの議事の進行につきましては、立本会長にお願いしたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

【立本会長】 どうもお忙しいところ、しかも遅い時間にお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。きょうは、余り時間がないですが、最初に事業者の説明、さらに答申のことについて皆様のご意見をお聞かせいただき、できれば本日答申にしたいと思っておりますので、ご協力方よろしくをお願いしたいと思います。

それでは、議題の1番目でございますけれども、「市原火力発電所建設計画 計画段階環境配慮書」に係る審査についてです。

事務局からご説明をお願いいたします。どうぞ。

【環境保全課長】 環境保全課長の古谷でございます。

第1回の審査会におきまして、「市原火力発電所計画に係る計画段階環境配慮書」について諮問させていただきまして、ご審議をいただいたところでございます。本日は、審査会当日の意見並びに審査会終了後にいただいた意見、さらに当日の審査会を欠席された委員からご意見をいただいておりますので、それらにつきまして事業者から説明を受けたいと思っております。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

【立本会長】 それでは、事業者の方、ご説明をお願いしたいと思いますけれども、よろしゅうございますか。どうぞ。

【事業者 A】 それでは、お手元の資料の資料 2-1 と資料 2-2 について説明させていただきたいと思います。

まず、資料 2-1 のほうですけれども、こちらは、第 1 回環境影響評価審査会でいただいた意見及びその場で事業者として見解を述べさせていただいたものを取りまとめたものでございます。今回、資料を読み上げさせていただきますので、すみませんが、ちょっとお時間をいただきたいと思います。

まず 1 番目、項目としては大気の質問をいただきました。概要といたしましては、代替案の検討としまして、実煙突高さを 2 種類設定した根拠を教えてくださいというご質問に対し、事業者側の見解といたしましては、A 案の 180m については、ダウンウォッシュを回避できる高さとして、ボイラー建物高さの約 70m～80m を考慮して設定し、B 案の 200m については、周辺の発電所等の煙突高さで概ね 200m が多いことから設定したものと見解を述べさせていただいております。

続きまして、2 番も大気の項目になりますが、こちらは、発電所の指針に基づいた計算結果として差がないという結論に至っていると。ばい煙に関する事項で排ガスの温度・速度等が「約」となっているが、これは平均値の場合、標準偏差ではどの程度のばらつきの設定になっているか。また、煙突の形状等のベースとなるデータは詳細設計に入らないと確定できないと思うが、一番ダウンウォッシュの発生頻度が高い形状を想定した場合、発電所の指針の中のパラメーターを使った予測で、差がないという結論でよいのかという意見をいただきました。

こちらの意見に対する事業者側の見解といたしましては、今回記載させていただいております数値につきましては、現時点における設計ベースの数値でございまして、計画段階であるための「約」という形で記載しております。したがって、この「約」というのは標準偏差等ではございませんと、見解を述べさせていただいております。また、配慮書の断面におきましては、重大な影響の回避・低減が図れているかを評価するものでございまして、形状やダウンウォッシュ等の評価につきましては、ボイラー高さや詳細な位置等の設計を進める中で、方法書以降で評価しますと述べさせていただいております。

続きまして、3 番目も大気の質問となります。こちらは、同じく排ガスのご質問をいただいておりますが、事業の熟度が増した方法書の検討段階でも排ガスの諸元等が未確定と思われることから、その際には、危険側の設定のパラメーターで計算をしていただきたいと思いますというコメントをいただいております。恐らく環境基準を超えることはないと思うが、住民の信頼を得るためにも、低い値を設定して不信感を買うことはマイナスであるというアドバイスもいただいております。

こちらの文面が長いものですから、ちょっと省略させていただいて、見解のほうでご説明させていただきたいと思いますが、この質問に対して事業者側の見解といたしましては、レイアウトやボイラー高さ等については、現在設計を進めている段

階でございまして、左側でいただいたアドバイスを反映するとともに、千葉県市原市の場所に発電所を建てさせていただくことに対しまして、地元住民の方々に理解いただけるよう努めてまいり所存です。なお、ばい煙の諸元につきましては、事業者側が遵守すべき値と認識していますという形で見解を述べさせていただいております。

4番、温室効果ガスになります。こちらは、エネルギー需給の重要性は理解しているが、石炭火力を使うに当たり、今回、事業者側としては USC を採用するということであるが、IGCC との組み合わせや千葉袖ヶ浦火力発電所で計画しているようなバイオマスの使用等、CO₂ の削減に寄与するような方策は考えていないのかという意見をいただきました。

こちらに対する事業者側の見解といたしましては、BAT (Best Available Technology) の A 項「経済性・信頼性において問題なく商用プラントとして既に運転を開始している最新鋭の発電技術」を今回採用することとしておりまして、熱効率 43%以上を目指すこととしております。首都圏への安定した電力供給を事業の核といたしまして、実証試験中であり IGCC につきましては、長期実証性が確認されていないこと、経済性で精査が必要と BAT 表に記載があることから、今回 USC を選んでいるというふうに見解を述べさせていただいております。

続いて、5 番目ですけれども、こちらの意見につきましては、NO_x・SO_x の排出量データに関して意見をいただいております。結構いい値を記載していると認識をしておられまして、悪いものでは 300 や 100 前後の値の報告があるというコメントをいただいております。

こちらに対しては、排出量につきましては、事業者側が遵守すべき値と認識しておりまして、昨今の他社 100 万 kW 級の石炭発電所と比べて遜色ないレベルであるという形で見解を述べさせていただいております。

続きまして、6 番目も同じく大気でございますが、大気の評価で、なぜ年平均としているのか。日平均を計算しているのであればどの程度かという意見をいただきました。

こちらについては、今回、配慮書段階ということもございまして、バックグラウンド濃度として従来のアセスと同じ考え方に基づいて評価しております。方法書以降、現況の把握や調査等で評価を継続していくという形で見解を述べさせていただいております。こちらの見解を述べさせていただいた後、年平均値ではなく日平均値を用いれば値が変わるのではないかと考えたものでありまして、ピークや時間変動も含めたデータが必要であるというコメントをいただいております。

7 番目、こちらは大気ですけれども、SO_x や NO_x の換算式はどのようなものを使ったのかという意見に対しましては、例えば NO_x については、全量 NO₂ として取り扱っていますと述べさせていただいております。こちらの見解を述べさせていただいた後、SO_x については水と結びついて亜硫酸ガスや硫酸になりやすく、評価は難しいとは思いますが、何らかの形で評価してほしいというコメントをいただいております。

す。

続きまして、8番目の質問ですけれども、逆転層の評価は行ったのかという質問をいただきましたが、こちらにつきましては、年平均値の予測でありまして、特殊気象条件の予測は行っていませんと述べさせていただいております。今後、方法書以降の検討の中で、高層気象観測や現地状況を踏まえまして検討しますという形で回答させていただいております。

続きまして、9番目は水質になりますけれども、深層水の取水深さはどの程度かというご質問をいただきました。こちらにつきましては、現在詳細設計中でありまして、放水口につきましては7m以深と記載をさせていただいております。取水についても、ほぼ同程度と考えているという形で見解を述べさせていただいております。

続いて、10番、11番、両方とも大気でございますが、まず10番につきましては、最大着地濃度についてのご質問でございます。千葉市様におきましては南南西あたりの風が心配になる。月別のデータを出してはどうかというコメントをいただいております。それにつきましては、年間を通じた8,760時間のデータにて評価をしております。月別の着地濃度については今後の課題とさせていただきたいという形でコメントを載せさせていただいております。

11番の大気のご質問につきましては、ダウンウォッシュについても、出口で20m/sを超えると煙突自体もダウンウォッシュ源になる。単純に考えると200mのほうがいいのではないかとこのことを質問としていただきましたが、こちらにつきましては、専門家の意見を聞きながら、方法書以降で検討いたしますと見解を述べさせていただいております。

続いて、12番も大気ですけれども、こちらにつきましては、煙突の高さを代替案として180mと200mを今回設定しておりますが、この計算に使う窒素酸化物総量規制マニュアルの方法に準拠して計算をしたら差がなかったというのは当然であるというコメントをいただいております。こちらは、都市の平均的な濃度をもって総量規制をどのように実施するかというモデルでございまして、個別の施設のアセスでは重要な個々の煙突の形状や周辺建屋との関係は、このモデルには含まれていないというコメントをいただいております。したがって、このモデルを使って2案に差がなく、今後配慮する必要がないとして、方法書段階での検討でこの部分が欠落することは問題であるというご指摘を受けております。

こちらにつきましては、今後配慮しないということではなく、方法書以降でもご指摘を踏まえて評価いたしますというふうに回答させていただいております。

続きまして13番、こちらは騒音のご質問でございますけれども、供用後の陸上輸送について、何トン車・何台・時間的な分布はどれぐらいの規模かというご質問をいただいております。

こちらにつきましては、陸上輸送については、台数を少なくすべく大型車両を用いる方向です。具体的な内容につきましては、方法書以降で検討いたしますと回答させていただいております。この回答を述べさせていただいた後、騒音・振動・排

気ガスもあるので、きちんと評価してほしいというコメントをいただいております。

14番、景観ですけれども、こちらは景観の検討におきまして、主要な眺望点が全て陸上の地点で今回行っておりますけれども、海上からのシミュレーション結果、あるいは今後する予定はあるのかという意見をいただきました。

こちらについて事業者側としては、海上からの景観については沖合に定期観光船等がなく、現段階では特段の評価を行っていませんというふうに回答しています。今後は、市原市の景観条例に基づきまして、形状、色彩等について調整・検討いたしますと述べさせていただいております。こちらを述べさせていただいた後、定期観光船は千葉市で検討中というふうに聞いているので、ぜひチェックしてほしいというコメントをいただいております。

これまで1から14の第1回の審査会でいただいた意見、及びそれに対する事業者側の見解を述べさせていただきました。

【立本会長】 ありがとうございます。

第1回目の事業者に対する意見等につきましては、何か特別にご意見ございますか。ないようですと次に移らせていただき、最後にまとめてご意見も聞かせていただきたいと思っておりますけれども、よろしゅうございますか。

それでは、続きまして、資料2-2「審査会後に寄せられた委員意見と事業者見解」というところで、お願いいたします。

【事業者A】 それでは、引き続き、私のほうからご説明差し上げたいと思っております。今おっしゃられましたように、審査会後に寄せられた委員様からの意見、及びそれに対する事業者側の見解について、ご説明したいと思っております。意見につきましては1から18までいただいております、それぞれ1項目ずつ、またご説明したいと思っております。

まず、1番目、「燃料」という形で項目分けしておりますが、どのようなグレードの石炭を今回用いるのか。石炭種による排ガス、石炭灰の質・量の違いはどのようなものかという質問をいただいております。

こちらに対しての見解といたしましては、石炭の炭種については、調達先を現在検討している段階でありまして、決まっておられません。なお、石炭の種類によらず排ガスの排出値につきましては、遵守すべき値と事業所側は認識しているというふうに回答させていただきます。

2番目、温排水ですけれども、温排水の影響範囲はどの程度なのかというご質問をいただいております。

こちらに対する事業者側の見解といたしましては、第1回目でもご説明差し上げましたが、温排水の浮上点水温につきましては2℃未満でございまして、温排水3℃以上上昇域は海表面には出現しないことから、環境への重大な影響は回避・低減されているものと評価しております。なお、1℃、2℃、3℃の拡散範囲につきましては、方法書以降の検討という中で、その影響を適切に評価していきますという形で回答させていただきます。

3番目、こちらにも温排水でございますけれども、排水のシミュレーションが海面上での水温を基本として評価しているが、海生生物の付着等、海面下の温度分布と海生生物の集まり具合の関係についても留意されたいというコメントをいただいております。

こちらにつきましても、方法書段階以降で、温排水について海面下の水深ごとの断面分布を予測するとともに、海域の動物・植物への影響も検討いたしますという形で回答させていただきます。

4番目、こちらにも温排水ですけれども、稼働中に水中に放水される温度について明らかにすることという意見をいただいておりますが、今回、事業者側の計画として、放水温度につきましては、取水温度+7℃以下で計画しております。取水の温度につきましては、今後、現況調査にて確認いたしますという形で回答させていただきます。

続いて、5番目、こちらにも温排水ですけれども、今回の総合評価におきまして、「本事業による温排水の浮上点水温は2℃未満であり、温排水3℃以上上昇域は海表面に出現しないことから、温排水の周辺海域に生息、生育する動植物の重要な種及び干潟に及ぼす重大な影響は回避・低減されているものと評価する」と記載させていただいておりますけれども、その根拠について示すこと、また、本排水の浮上点水温は2℃未満の考え方について説明すること、というのを意見でいただいております。

こちらに対する事業者側の見解ですけれども、平成27年7月に「発電所に係る環境影響評価の手引」が改訂されまして、こちらの中で、温排水による海生動・植物への環境影響の重大性の程度として、温排水の拡散範囲（海表面の3℃上昇域）を基準としております。また、温排水の浮上点水温の2℃未満というところにつきましては、電力中央研究所で開発されました温排水の予測プログラムを用いて推定した温度になっております。こちらにも、方法書以降にて詳細な調査・予測を今後行っていきますという形で回答させていただきます。

6番目も温排水ですけれども、海生生物の温度選好性や温度耐性を踏まえた検討状況についても明らかにすることというコメントをいただいております。

こちらにつきましても、方法書段階以降で海域の動植物については調査・予測を行いますという形で回答させていただきます。

7番、こちらにも温排水ですけれども、施設稼働後の温排水のモニタリング計画はあるのか、また、その他の稼働中の施設の温排水のモニタリングデータはあるのか、というコメントをいただいております。

こちらに対する事業者側の見解といたしましては、施設稼働後の温排水のモニタリングにつきましては、必要に応じて検討いたします。また、稼働中の他社発電所の温排水データについては把握しておりませんという形で回答させていただきたいと思っております。

続いて、8番、「地質」という形で項目分けさせていただいておりますが、発電施設が設置される地点について、人工埋立土砂、完新世堆積物（養老川河口堆積物）、

更新世堆積物（古東京湾堆積物）などの垂直（深度）分布（地下構造）を解説してくださいというコメントをいただいております。

こちらに対して、文献調査の中で、埋立地を構成している埋立地堆積物につきましては、砂またはシルト質砂などからなっておりまして、比較的薄い沖積層の上に約 10m 近い厚さで堆積されているとなっております。埋立地堆積物の下位にある沖積層につきましては、事業実施想定区域周辺では約 20m から 30m とされております。沖積層の下位には下総層群と呼ばれる更新世中期から後期にかけての堆積物層が約 400m 深さまで分布しているとされておりました、この下総層群の下位には上総層群と呼ばれる更新世中期の堆積物層が約 500m から 1km の厚さで分布しているという形で文献調査で結果が得られているというふうに回答させていただきます。

9 番目、こちらは景観でございます。審査会でもお話がありましたが、千葉市様では中央港地区におきましてターミナル施設・旅客船棧橋の整備が進められておりました、今後、当該地区の海からの眺望が景観・観光面において重大な影響を及ぼすことが考えられるとコメントをいただいております。そのため、当該地区に計画される施設の海からの見え方を「形状」「色彩」の両面にわたって適切に検討することというコメントもいただいております。また、コンビナートの夜景につきましては、重要な景観・観光資源でもあるので、計画施設の夜景への影響についても検討することという意見をいただいております。

こちらに対しては、海上からの景観につきましては、沖合に定期観光船等がなく特段の評価は行っておりませんが、今後は市原市の景観条例に基づきまして、「形状」「色彩」等について調整・検討いたします。なお、夜間照明につきましては、省エネ・防災の観点から、今後、市原市と調整の上、検討いたしますというふうに回答させていただきたいと思っております。

続いて、10 番、11 番、12 番と廃棄物になっておりますが、まず 10 番、最終廃棄物の行方はどこか、全量セメント原料化は可能なのかというご質問に対しましては、産業廃棄物につきましては、発生した廃棄物の有効利用に努めまして、有効利用が困難なものにつきましては、法令に基づき適切に処理することとしております。ただ、最終廃棄物の具体的な処理先については、まだ決まっておられません。なお、石炭灰につきましては、セメント会社引き取りとし、全量有効利用を図る計画としております。

11 番、同じく廃棄物ですけれども、こちらでも今回の事業計画の中で「石炭灰をセメント原材料等として全量を活用する」とあるが、具体的にどこで有効利用をするかなどが明らかでない。万が一、全量有効利用ができない場合、また、計画しておりますサイロの中で保管できなくなった場合を含め、大量に発生する石炭灰などについては十分な検討が必要であるとコメントをいただいております。また、石炭灰の野積みによる粉じんの発生や陸路・海上輸送の当初計画に変更が生じないよう、安全側の予測・評価が必要であるとコメントをいただいております。

こちらにつきましては、先ほどの 10 番と回答が重複しておりますけれども、石炭

灰につきましては、石炭会社引き取りとし、全量有効利用を図る計画としております。今後、セメント会社と海外への搬出も含み検討いたします。なお、石炭灰の野積みにつきましては、行いませんという形で回答させていただきたいと思っております。

12 番の廃棄物につきましては、温排水の影響による海生生物（クラゲ、貝藻類）の付着に対する除去及び処理等の対応についてということをごコメントでいただいております。

こちらにつきましては、海生生物の付着については、プラントの運転が維持できるように適切に除去いたします。なお、除去後につきましては、法に基づいて適切に処理いたしますという形で回答させていただきます。

続いて、13 番、温室効果ガスですけれども、こちらのいただいた意見につきましては、本計画で採用している石炭火力の場合、天然ガス火力よりもはるかに大きい温室効果ガス排出量が想定されているにもかかわらず、本方式に決定した経緯が明確に説明されていない。他で採用しているからではなく、事業者の立場から全体的な地球温暖化防止への取り組みについて、もう少し丁寧な説明が必要であるとコメントをいただいております。

こちらは、第 1 回の審査会でもご説明させていただいております、繰り返しになってしまいますけれども、事業者側の見解といたしましては、CO₂削減につきましては、平成 27 年 7 月に電事連等で策定した電気事業における低炭素社会実行計画におきまして、「参加各社それぞれの事業形態に応じた取組みを結集し、低炭素社会の実現に向けて努力していく」としております。今回、火力発電事業であります本事業におきましては、同実行計画にて、「火力発電の開発等に当たってはプラント規模に応じて、経済的に利用可能な最良の技術（BAT）を用いる」としておりますから、本事業計画におきましては、行動計画どおり BAT の（A）以上の技術を採用することとしております。また、首都圏への安定した電力供給を事業の核といたしまして、実証実験中であります IGCC については、長期実証性が確認されていないこと、経済性で精査が必要と BAT 表に記載があることから、USC というものを今回選ばせていただいております。枠組みの具体的な仕組みやルールづくりにつきましては、電事連を初め、参加事業者の中で協議を進めていくとしておりまして、その進捗に従って取り組んでまいる所存であるというふうに回答させていただきます。

最後のページ、14 から 18 です。まず、14 から 17 につきましては、安全に関して意見をいただいております。

まず、14 番、炭塵爆発や自然発火の危険はないのかというご意見をいただいておりますけれども、こちらにつきましては、石炭に係る防災面においては、監視計器や散水設備、消火設備、換気装置の設置など必要な対策を踏まえた設計を行いまして、ユニットの安全・安定運転に万全を期すこととしますと回答させていただきます。

15 番の、事故時の地域住民への連絡方法はどのようにするのか、また、千葉市への影響をどう考えるのか、地元外への千葉市への通報ラインはどうするのか、とい

うご質問をいただいておりますけれども、こちらにつきましては、火災等の事故がもしも発生した場合におきましては、事業者の防災組織は市原消防局の指揮下に入ります。地域住民への連絡につきましては、この市原消防局の了解のもと行う形となっております。関係官庁への連絡につきましては、市原市、千葉県、国に連絡することとなっております。千葉市様につきましては、必要に応じて千葉県から連絡が入るものと考えております。

16番、地域住民との共同防災訓練は行うのかというご質問ですけれども、こちらにつきましては、市原市主催の定期的に行われております防災訓練に、地域住民の方々にも参加していただいておりますというふうに回答させていただきます。

17番、行政機関による安全対策の検証の有無はというご質問ですけれども、こちらにつきましては、安全対策については、電気事業法、消防法等関係法令に基づきまして、必要な検査を受けることとなっております。

18番、天災（集中豪雨、竜巻等）に対する考え方についてはというご意見ですけれども、こちらにつきましては、集中豪雨、竜巻等の異常気象に対する安全対策につきましては、設備が損壊する等、安全に運転が継続できない状況におきましては、速やかに運転を停止するという形で回答させていただきたいと思っております。

以上、18項目につきまして、いただいた意見及び事業者側の見解について説明させていただきました。どうもありがとうございました。

【立本会長】 どうもありがとうございました。

ただいまの、第1回目の審査会後にいただいたご意見と見解でございますけれども、何かこれらにつきましてご質問等ございましたらお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

【岡本副会長】 それでは、私のほうから。

資料2-1で、前回の質疑の中での事業者見解について説明をしていただきました。大気に関する意見の幾つかは私のほうからお伺いした内容で、それに対する事業者の見解は、かなりの部分は妥当であるというふうに評価いたします。例えば12番のところで「今後配慮しないということではなく、方法書以降でご指摘を踏まえて評価をします」という回答で、大気汚染の影響とその予測評価に関してはこれでよいと思うのですが、方法書以降の事業が具体化した段階でないと計算できないという項目を、配慮書段階で取り上げる必要があったのかどうか。

配慮書をつくる目的というのは、事業の熟度が上がってからでは後戻りできない項目、例えば200mと180mの煙突であれば、用地確保の観点で事業の基本計画前でないと対応できない。それによって大気汚染濃度に重大な差があって影響評価の相違も大きいということであれば、その予測が正確にできるような条件をフィックスするか、あるいは条件が確定できない部分に関しては、最悪の条件を想定して、事業者なりに適切なシナリオをもってその予測が正確にできた上で評価をするべきであって、現在はその熟度が不十分で、方法書段階で確定すれば対応が可能であり、なおかつ、その時点で（すなわち、詳細設計の段階で）の変更が可能であるとすれ

ば、配慮書をつくるところで重要な代替案として取り上げる意味がなかったのではないか。配慮書は、実際の予測評価を始めてからでは変更がきかないものに対して事業者が適切な代替案を用意して、その時点で評価をして、どちらかに確定した上で具体的な項目の予測に入っていくという趣旨です。

今回の場合、200m と 180m の煙突の差に関しては、それ以外の設計パラメーターによって地表濃度、具体的に言えば有効煙突高度に対して実煙突高度の 20m 以上の差が発生する部分がかかなり大きいにもかかわらず、その部分については「今後、検討します」ということになります。方法書段階で検討を行いますよということであれば、この段階でどちらか一つに絞る必要はなく、今後の準備書を作成する段階で確定して環境を確保しますよということでも十分であったのではないかと思います。方法書の前の配慮書段階で、2 つ代替案を用意しないといけないのということで、無理やり設定してあるような印象が否めません。これは、環境影響評価が持っている住民の理解を得るという重要な機能に対して、むしろマイナスに作用してしまうのではないかということが危惧されます。だから、今回の配慮書が全てだめというわけではないのですけれども、やはりそのことを事業者側には理解していただきたいと思います。

以上です。

【立本会長】 ありがとうございます。

よろしゅうございますか、事業者の方。

【事業者一同】 ありがとうございます。

【立本会長】 よろしくお願いいたします。

そのほか、どうぞ。

【羽染委員】 資料 2-2 の 11 番、私は廃棄物の担当なので、11 番の意見を述べさせていただいたのですが、「石炭灰をセメント原材料等として全量を活用する」というばくつとした表現になっていましたので、疑問点としては、どこで処理するのか、果たして全部処理できるのかという疑問が湧いたのでこういう質問をしました。

「きちんとセメント会社に全量引き取りをしていただく計画です」と、こういう計画があるのであれば、配慮段階でも書いていただいたほうがよかったかなと思うのですけれども、ここで書いていただきましたので、また、「海外への搬出も検討します」ということですので、この辺も方法書段階以降、準備書・評価書できちんと、どういうところに持って行って 100%再利用率という予測評価をしていただきたい。あいまいに書かれると、どこに持っていくのか、陸上輸送するのか、海上輸送するのか、いろいろな疑問点が出てきますので、その辺をきちんと最初から決まっているのであれば書いていただきたいということで、ある程度の方針を書いていただきましたので、これは満足しました。

その後の 13 番も私が質問しましたが、事業者さんの見解は「電事連等で策定した方針に従ってこの方式を選びました」という書き方なのですが、こういうほかの団体、連合団体での動きを書いていただきたいと思ったわけではなくて、私は事業者

としてどういう考えなんですかということをお聞きしたつもりなのですが、書いていただけなかったということで、一番最後の 3 行に「電事連をはじめ参加事業者の中で協議を進めていくとしており、その進捗に従って取組んでいきます」ということが書かれていますので、事業者さんとしてこれから検討するんだらうなと解釈したんですが、それでよろしいのでしょうか。これからいろんな検討をしていきますという解釈でよろしいかということです。

【立本会長】 いかがでしょうか、事業者の方。

【事業者 B】 今、ご指摘いただきましたように、これからそういった電力関連会社等々も含めまして全体で検討する中で、一発電事業者として適切に対応していきたいと考えてございます。おっしゃるとおりです。

【羽染委員】 全体的な動きの中で事業者としてやっていくべきことと、事業者として基本方針としては温室効果ガスに対してこういう取り組みをするんだというのを、できれば早い段階から持っていただきたいというのが私の意見でございます。

【事業者 B】 ありがとうございます。

【立本会長】 ありがとうございます。

そのほか、何かございませんでしょうか。

【前野委員】 先ほど副会長が言われた意見、私もまさに賛成でございまして、やはり事前の評価は走り出してからではとても難しいので、できる限り厳密に配慮書と実際の走り出す前の評価をやっていただきたいと思います。それがまず基本的なところですよ。

一点、私が前回質問しました NO_x、SO_x の排出量データ、「遵守すべき値」というご回答をいただきまして、私はそれも非常によろしいのではないかと思います。一方で、石炭の選定はまだ決まっていないというご回答をいただいております。石炭は、たしか今現在、ほぼ 30% ぐらいずつオーストラリアとかあちこちからとっているのですが、硫黄分は大分違うはずなので、そうしますと、今いただいた 5 番目の見解、「遵守すべき値」に適合するように石炭を選定するという解釈でよろしいのでしょうか。

【立本会長】 いかがですか。

【事業者 B】 石炭の選定に当たりましては、この「遵守すべき値」を守れるように、今後検討してまいります。

【岡本副会長】 石炭の炭種の相違、S 分に変化があった場合、恐らく、現在日本が輸入している石炭の範囲であれば、1~2% 変動があっても、脱硫装置の運転に気をつければ、脱硫効率 90~95% ぐらい確保できると思いますので、おおむね事業者が想定している程度の出口濃度は確保できるのではないかと思います。

それから、炭種が変わったときに影響が懸念されるのは、水銀など、粉じんの除去装置を抜けてしまうものがあるかどうかということです。そこのところはぜひ配慮していただきたいと思います。ただ、集じん機を抜けても、湿式の脱硫を使っているといると思いますので、そこのところである程度は抑えることが可能ではないかと思

います。その辺は、炭種が確定した場合に、プラントメーカーともよく相談して、準備書の中で約束している性能が確保できるような確認をしていただきたいと思います。

【立本会長】 いかがでしょう。

【事業者B】 ありがとうございます。まさしくおっしゃるとおりでございます。今後、メーカー等々も含めまして、この排出値が守れるように、それから、水銀等につきましても、大防法の基準等々も踏まえまして、適切に対応してまいりたいと考えております。

【立本会長】 そのほか。

一つお聞きしたいのですけれども、5番目の温排水のところ、そこにご見解をいただいております。財団法人電力中央研究所で開発された温排水簡易予測プログラム、これはもう一般化されているのでしょうか。

【事業者B】 これはオープンになっていて、販売等々されているものでございます。

【立本会長】 もう一点ですけれども、それは、9番目の見解のところ、最後の夜間照明について、市原市と調整というように言われているわけですが、できればそこに千葉市も一緒に調整してもらえればありがたいなと思っておるのですけれども、いかがですか。

【事業者B】 今、私の立場で簡単に答えることは難しいので、ご意見として頂戴いたします。夜間照明につきましては、省エネ・防災といった観点が最重要視されると思いますが、当然、観光資源としての形というものもありますので、事業者として、可能な範囲で千葉市様も含めてご意見を頂戴しつつ、景観に対して検討していきたいと考えておりますので、またご意見等よろしく願いたします。

【立本会長】 ありがとうございます。

そのほか何か。どうぞ。

【土谷委員】 前回のときから質問していなかったのですけれども、ちょっと気になったことがあって、前回、パワーポイントで見せていただいた4-16という水中放水の図がありましたね。あれで横のスケールが違っているのではないかなと思って心配して、それでいろいろ調べてみました。まず、この報告書を見て、その後、引用したのを見ましたけれども、そこからはわからなくて、今、質問させていただきます。

この絵は7m以深という縦のスケールはなかったですね。だから、これはもともとは概念図で、それにこれを足したものだとして理解してもよろしいですね。それが今回の後の質問のほうの2あたりのことで検討していただけたらと思うのですけれども。

それから、ちょっと気になったことは、特殊生物の、温度が上がりますね、そうすると、ほかの生物が入ってきてしまう、ふえてしまうという可能性は十分あると思うので、そちらのほうも検討していただければ助かります。

【事業者B】 この図は下の括弧に書いてありますところから抜粋した図でございます。そこに皆様におわかりいただけるように「7m以深」というのをつけ加えました。

おっしゃるように概念図ですので、縦横のスケーリングについては概念図の範疇ということでご理解いただければと考えてございます。

それから、放水によって、動植物、集まってくるものもあるのではないかとのご意見につきましては、いただいたご意見の中で、資料 2-2 の 3 番、「海生生物の集まり具合の関係についても」ということなので、今後、水深ごとの断面分布を予測する中で、動植物につきましてもまたあわせて評価したいと思っております。

また、同じ 2-2 の 6 番でございますけれども、温度選好性、温度耐性といったことも含めまして、今後、方法書以降で検討させていただきたいと考えております。

以上でよろしいでしょうか。

【立本会長】 よろしゅうございますか。

そのほか何かございませんでしょうか。

ないようですと、これで事業者の見解についてのところは終わりにしたいと思いますけれども、よろしゅうございますか。

それでは、事業者の皆さん、どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

(事業者退室)

【立本会長】 それでは、続きまして、議題の 2 番目でございますけれども、「市原火力発電所建設計画に係る計画段階環境配慮書について（答申案）」についてでございます。事務局からご説明をお願いいたします。

【環境保全課長】 2 回の審査会にわたりましてご審議いただいたところでございますが、委員の皆様からいただいた意見を踏まえまして、事務局で答申案を作成させていただきましたので、説明をさせていただきます。資料 3 をごらんいただきたいと思います。資料 3 の 1 ページ目は答申の本文でございます。別紙のほうを説明させていただきます。別紙のほうを読み上げて説明をさせていただきたいと思っております。

市原火力発電所建設計画に係る「計画段階環境配慮書」に対する意見。

本事業は、石油コンビナートなどの大規模な工場が立地する京葉工業地域のほぼ中央に位置し、千葉市に隣接する市原市の東燃ゼネラル石油株式会社千葉工場構内において、約 100 万 kW の石炭火力発電所を設置し、長期にわたる低廉な電力の安定供給を行う計画である。

事業実施想定区域周辺では、光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）などについて、環境基準が達成されていない状況にあり、特に千葉市域においては、臨海部で粉じんによる苦情が寄せられているほか、過去に深刻な大気汚染により公害健康被害の補償等に関する法律に基づく地域指定を受けたことなど、環境が著しく悪化した歴史がある。

そのため、千葉市では、法令より一層厳しい環境保全措置を盛り込んだ環境保全協定を事業者と締結し、事業者及び行政が一体となって、粉じんや硫黄酸化物等の削減に取り組み、環境改善を図ってきたところである。

配慮手続は、重大な環境影響の回避・低減を目的として複数案等の検討を行うこ

ととされているが、以下のことに関して問題がある。

(1) 本事業において、特段な配慮が求められる環境要素が何であるか、明確に説明されていない。

(2) 煙突高度に関して、複数の代替案が示されているが、何を配慮して、どのような意図で条件が設定されたのか説明されていない。

(3) 有効煙突高度に影響する多くのパラメーター（煙突形状、排出熱量等）が確定できない段階で、実煙突高さを 2 種類設定しても、その予測評価は何ら意味を持たない。

(4) 上記(3)の理由により、事業者が提示している代替案は配慮書に複数案を記載するためのみに用意されたもので、事業者が大気汚染について配慮書作成段階で配慮しているとは認められない。

次に各論でございます。

1 大気質に関すること。

本計画では、石炭及び石炭灰の貯蔵を密閉式のサイロとし、輸送用コンベアについても密閉式にするなどの粉じん対策がとられているが、施設の稼働により、多量の硫黄酸化物や窒素酸化物、ばいじんの排出が見込まれていることから、利用可能な最善の排ガス処理施設を導入することなどにより、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等を可能な限り低減すること。

大気汚染に関しては、環境基準の達成率の低い項目を優先的に配慮すること。

微小粒子状物質については、今後の法規制等の動向を踏まえるとともに、水銀についても、改正大気汚染防止法を踏まえ、燃料炭の選定なども含めて環境への負荷を可能な限り低減するため必要な措置を講ずること。

2 騒音・振動に関すること。

資材搬入等で使用することが見込まれている国道 16 号、357 号は、首都圏の主要な幹線道路として昼夜の交通量が多く、一部地域で騒音の環境基準を達成していない状況にある。

本計画により、施工時の資材搬入や供用時の廃棄物運搬等、自動車交通量の増加が見込まれることから、多角的な対策による交通量の抑制や騒音・振動の低減の検討を行うこと。

3 排水に係る水質・生物への影響に関すること。

事業実施想定区域に面する東京湾は、COD、窒素及びリンの負荷量削減を総合的に進めている閉鎖性水域であり、赤潮や青潮がしばしば発生し、COD、全窒素、全リンの環境基準を一部で超過する状況となっていることから、プラント排水の COD、窒素、リンなどの汚濁物質の削減の検討を行うこと。

また、温排水については、薬剤の影響について明らかにするとともに、周辺事業場からの温排水の影響や利活用についても検討するなど、生態系への影響を極力抑える対策について十分な検討を行うこと。

4 廃棄物等に関すること。

本計画では、石炭灰をセメント原材料として全量有効活用するとしているが、現在、国内において多数の石炭火力発電所の建設が進められており、本事業が竣工する平成36年ごろには、石炭火力発電所から多くの石炭灰の排出が想定される。

そのため、将来にわたり、石炭灰を全量セメント原材料とした廃棄物処理計画が滞る可能性が否定できないことから、詳細な事業計画の策定に当たっては、セメント需要等を含めた廃棄物のリサイクルシステムが円滑に機能するよう十分な検討を行うこと。

5 温室効果ガスに関すること。

本計画では、利用可能な実績のある発電技術である超々臨界圧発電設備を採用し、高効率化・低炭素化を図るとしているが、本方式による石炭火力発電所の温室効果ガスの排出量は、従来の天然ガス火力の2倍程度と大きい。

また、国の温室効果ガス削減目標を踏まえた電力業界での温室効果ガス削減への取り組み目標が設定されたものの、いまだ具体的な取り組み方法が示されていない

以上のことを踏まえ、詳細な事業計画の策定に当たっては、バイオマス混焼の導入や竣工のスケジュールを勘案した利用可能な最良の発電技術の導入の検討を行うこと。

なお、石炭ガス化複合発電（IGCC）や石炭ガス化燃料電池複合発電（IGFC）等のより効率的な発電方式の検討経緯も明らかにすること。

二酸化炭素の回収、貯留及び利用技術（CCS、CCU等）について、国の検討状況や技術開発状況等を踏まえ、将来における導入の検討を行うとともに、事業者において、再生可能エネルギーの導入や海外での削減に向けた取り組みなど、発電技術以外の削減対策についても検討すること。

6 燃料に関すること。

本計画では、使用する石炭種について具体的に明らかにしていないが、使用する石炭種により、石炭使用量、燃焼後の排ガス成分、石炭灰の量が大きく異なることから、稼働に当たっては良質の石炭を使用するとともに、炭種の相違による環境負荷の予測方法を方法書において明らかにすること。

7 景観に関すること。

千葉市では、中央港地区において賑わいのあるウォーターフロント空間の創出に取り組んでおり、今後、海上から工場区域を望む景観についても観光資源としての重要性が増すものと考えている。

本計画では、陸域からの景観についてのみ検討しているが、海上からの景観についても十分配慮すること。

8 安全対策に関すること。

事業実施想定区域は石油コンビナート内にあり、本計画では、多量の石炭を使用し、微粉炭にするなど、炭塵爆発や自然発火の懸念があることから、防災組織の設置など、万全の安全対策をとること。

また、万が一の事故等に備え、災害発生の予測シミュレーションを実施し、その

影響範囲を明らかにするとともに、その結果を踏まえた防災訓練の実施、地元市や近隣市への連絡体制の整備を行うこと。

さらに、近年、竜巻や集中豪雨の発生など、従来の想定を超える異常気象が多発していることも踏まえ、万全の対策に取り組むこと。

以上を答申案とさせていただきたいと思います。

【立本会長】 ありがとうございます。

第2回目の皆さんからいただいた意見につきまして、見解が述べられました。第2回目のことについて、特にこの中に盛り込まなければいけないというような意見がございましたら、お願いしたいと思います。今の段階では、大体、第2回目の、例えば石炭の問題等々も含まれて入っていたやに私は思っているのですが、いかがなものでしょうか。

最初のほう、頭のところといいますか、具体的に配慮書について、いろいろ細かな点、わかりやすく指摘をしていただいて文章化したわけですが、これについて、岡本先生、何かありますか。

【岡本副会長】 今回の事業に関しては、石炭火力発電所ということで、大きな環境負荷は、大気汚染、温排水、それと地球温暖化に関連するCO₂問題、この3つではないかと思います。一応、事業者はそれなりに配慮書段階でのコメントを述べていると思われるのですが、一番大きな問題は、配慮書の中で取り上げた2つの代替案の選定に関することです。配慮書の中では2つの代替案を選定しているのですが、どちらかを選ぶことによって最終影響として大気汚染にどれだけ軽減効果が期待できるのか、あるいは汚染の負荷がどの程度と予測されるかということに関して、ほとんど有効な手だてになっていません。つまり、具体的なところを聞くと、全てそれは方法書段階以降になりますよという回答です。つまり、何のために配慮書を今回提出したのかということを考えますと、その意図が不明になっています。

内容的には、事業者が提示している2案はともに、現状の千葉市の硫黄酸化物、窒素酸化物濃度に対して深刻な影響を与える数値にはならないだろうと思いますが、そうであれば、もう少し他の関連する予測関連項目が確定した段階で正確な予測をしていただいたほうがよいのではないかと思います。多くの予測値に影響を与える条件が不確定な段階で、2案のうち、こちらのほうの案がよいですよというふうに言われても、それは環境配慮として意味を持たないのではないかと考えられます。このことは事業者に理解をしていただいたほうが、今後の準備書の作成段階で、環境をどのように捉えて、どのような正確な予測が必要になってくるかということを理解していただくのに重要ではないかと思います。

そのような観点で、今回の市長意見としては、配慮書の性格というものを理解していただいて、その中で事業者はどういう検討をするべきであるかというところを明確にしてほしいと思います。そのところを今回の意見の中では強調していただくようお願いして、今回の事務局原案をつくっていただきました。

先生、よろしいでしょうか。

【立本会長】 どうもありがとうございました。

配慮書の考え方といいますか、そういった基本のところをしっかりと述べていただいていると思いますけれども、何か皆さんのほうで、これはということ、あるいは文言等、ここはこう書いたらいいというようなことがございましたら、お願いしたい。もしないようですと、これを答申書の内容とするというような形にしたいと思うのですが、いかがでしょうか。どうぞ。

【前野委員】 もし、さらに変更等がございましたらば、会長と副会長でご相談の上、私どもは一任したいと思いますけれども、いかがでしょうか。

【岡本副会長】 会長のご指示に従います。

【立本会長】 特にございませんか。前野委員、ございますか、特にこれを入れたいという。

【前野委員】 先ほど副会長さんにお話しいただいた点、非常に私も思います。つまり、環境影響配慮書が代替案を出しているにもかかわらず、そのための基本計算の前提で非常に甘く計算していますので、結果的にはどちらも同じという、そういう結果しか出ないような計算をしているんです。ですから、例えば、200m と 180m でどう違うかというのは、当然、速度分布であるとか、速度逆転層があったときに、季節で、例えば千葉市の方向で、SSW、南南西の風が吹いたときの昼間 1 時間の平均がどうなっているのか、それが、例えば上空では 20m 以上ありますけれども、下へ下がると速度が下がってきて、着地する領域でどういった濃度を持っているのか、だから 180 より 200 のほうがいいという、本当はそういった細かな計算を、自治体によってはそういうことを配慮書でやっているところもありますので、本当はそれをしておいていただければよかったかなと思っはおります。ですから、恐らく、今後の方向としまして、できるだけ事前にそういった評価をしていただくということで入れていただければいいのかなと思ったのですけれども、書かれている内容は、私はこれで結構かと思います。

【岡本副会長】 環境影響評価での配慮書の趣旨というのは、事業が確定して予測方法の検討に入った後の対応では修正の難しい事項について、あらかじめ事業の中から適切な代替案を設定してくださいということだろうと思います。ですから、狭い敷地に煙突を建てようとしたときに、恐らく、100m と 200m の 2 つの案では、用地の確保の観点から、100m の案で予測に入って、高さが足りないから 200m にしようとする、その時点では技術的に無理だということになってしまうということもあるかもしれません。多分、180m と 200m では基本設計の段階での必要な用地の面積にはほとんど差がないので、プラントレイアウト全体の中で、どちらが選ばれても実行可能なのではないかと思われま。重要なプラント仕様として、事業者が実煙突高さに関する 2 つの案を代替案として用意するのであれば、事業の基本設計の段階でこのどちらかの案をここで決めておかないと、それ以降の予測評価の中では後戻りできないという事情を明確に説明する必要があります。その説明があれば、この 2 つの案は意味を持つてくると思ういます。

そうであるとすれば、当然、180m と 200m によってどれだけ有効煙突高さが変わるかを、この段階で正確に予測する必要があります。。そして、その中で有効煙突高さの変動に及ぼすパラメーターについてはその時点でフィックスしていただく必要があると思います。そここのところで事業者が正確な検討をしてこなかったということは、事業者は、次のステップで予測値がどちらになったとしても対応できるということを理解している上で設定しているのではないかと思います。そうだとすれば、配慮書段階での 2 案の設定は意味を持たないのではないかと考えられます。つまり、準備書段階での検討でも間に合うから、事業者はほかのパラメーターについて現時点では設定していない。そここのところで環境基準を超える濃度の予測値が出る可能性は極めて低く、どちらの代替案が選定されたとしても、そこから詳細計画に入ったとしても、事業者は、ある意味では、住民の理解を得て、自治体の審議会の先生方の理解も得て、事業を先に進めていくという自信があったからではないかとも思われます。そうだとすれば、それは配慮書の中で 2 つの代替案として設定すること自体に意味がないのではないかと思います。何か 2 つ案を並べないといけないので無理やり作った代替案であるというふうに思われます。これは、今後の環境影響評価の制度のことを考えると、こういう考え方が広まってしまうということは必ずしもよいことではないと思われます。やはり、専門の先生がおられるところで適切に見て評価していただくということが重要ではないかというふうに考えまして、市長意見の原案を作成する段階でも事務局のほうにもそのような説明をいたしました。

【立本会長】 ありがとうございます。

今、考え方について、さらに詳しい説明がございました。そのほか、まだこういうことを入れてもらいたいということはございませんか。

もしなければ、これを答申として。文言等、問題がなければ、あるいは文言等があれば、副会長、会長並びに事務局でもう一度手直しをするところは手直しをして完成させたいと思いますけれども。もし手直しがあれば、すぐにでもできるんですね。

いかがですか。なければこれでよろしゅうございますか。

ありがとうございます。では、この文章を、別紙をもとにして答申をしたいと思っておりますけれども、それでよろしゅうございますね。

それでは、答申でございます。

(立本会長、答申書を読み上げ環境保全部長へ手交)

【立本会長】 表紙をコピーして渡してもらえますか。

【環境保全部長】 書面につきまして、今、コピーをしてお配りしたいと思います。

それでは、私のほうから、ただいま立本会長より答申をいただきましたので、一言お礼のご挨拶をさせていただきたいと思っております。

会長、副会長、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、また、非常に短い期間でございましたけれども、答申をまとめていただきましたこと、厚く御礼を

申し上げます。

本日いただきました答申を踏まえまして、本市を含めた環境影響が可能な限り低減された発電所の建設計画になりますよう、今後、千葉県に対しまして市長意見を提出してまいります。

今後とも、本市の環境行政の推進に当たりまして、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。お礼の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

【立本会長】 事務局、何かそのほかにございますか。

【環境保全課長補佐】 事務局からは特にありません。

ただいま、答申のコピーをしておりますので、もうしばらくお待ちください。

【立本会長】 コピーができましたらお開きにいたしましょう。

【前野委員】 空き時間で簡単な質問よろしいですか。

【立本会長】 どうぞ。

【前野委員】 今回、市原市ということで環境評価審査会をやったんですけれども、例えば、京葉工業地帯で今後どのくらいまでこういう火力発電所の計画が起きたときに評価をしなければいけないのでしょうか。例えば袖ヶ浦とか、もっと南のほうになったときも同じように評価を続けていくのでしょうか。

【環境保全課長】 今回の計画につきましては、千葉市は関係地域ということで配慮書について審査をしていただいたところでございますが、関係地域になるに当たって検討したことは、この配慮書の中で、大気汚染に関して最大着地濃度地点がどれくらいの位置にあるかということをもとに検討しました。この評価書の中で、南南東約7kmのところにも最大着地濃度地点があるということがわかりました。それをもとに、千葉市の一番近いところで約7kmぐらいのところのございますので、千葉市も環境影響を受けるという判断をいたしまして、関係地域ということにしました。ですので、これからも、もしほかの地域で計画があった場合、その施設からの最大着地濃度地点等を勘案した中で、関係地域となるかどうかを検討していきたいと思えます。

(答申書の写しを各委員に配付)

【立本会長】 それでは、今、表紙が配られたと思いますので、これでお開きにいたしたいと思います。どうもありがとうございました。

【環境保全課長補佐】 どうもありがとうございました。以上をもちまして、平成27年度第2回環境影響評価審査会を終了といたします。長時間にわたるご審議、ありがとうございました。

午後 6時22分 閉会